

京都府立医科大学附属図書館規程

昭和 48 年 2 月 12 日

京都府立医科大学訓令第 2 号

改正 平成 5 年 3 月 31 日訓令第 2 号

平成 8 年 4 月 1 日訓令第 3 号

京都府立医科大学附属図書館規程を次のように定める。

京都府立医科大学附属図書館規程

(目的)

第 1 条 京都府立医科大学附属図書館（花園図書室を含む。以下「図書館」という。）は、教育、研究に必要な図書並びに情報に関する資料（参考資料を含む。以下「図書」という。）を収集、管理し、京都府立医科大学及び京都府立医科大学医療技術短期大学部の職員及び学生の利用に供することを目的とする。

(組織及び運営)

第 2 条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）を置く。館長は、学長の命を受けて図書の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 館長の選考は、別に定める。

第 3 条 図書館の運営に関する重要事項を協議するため、図書館運営協議会を置く。

2 図書館運営協議会に関する規程は、別に定める。

第 4 条 図書館に事務長を置く。事務長は、司書の資格を有する者とし、館長の命を受けて図書館の事務を処理する。

(寄贈、寄託図書)

第 5 条 図書館に図書の寄贈又は寄託の願出があるときは、これに応ずることができる。

(利用)

第 6 条 図書館の利用については、別に定める。

附 則

この規程は、昭和 48 年 2 月 12 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日訓令第 2 号）抄

1 この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日訓令第 3 号）抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。